

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の提言、「基本的対処方針」等を踏まえ、市の施設における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。各施設においては、各業種別ガイドラインを遵守し、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防策を徹底してください。

1 利用者を実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) 利用定員数の縮小

各室に定められた利用定員数での利用が可能です。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれる場合（調理・会食を伴う活動（例：調理実習、講話や調理後に会食するなど）を行う場合において飲食店等に係る県の認証基準と同等の対策を講じられない場合を含む）は、利用定員数の1/2までのご利用となります。

(3) 利用時間の短縮

時短要請は解除となりました。

(4) マスクの着用

マスクについては、着用をお願いする場合とそうでない場合がありますので、常時ご持参いただき、別添資料に基づいた適切な対応をお願いします。

(5) 手洗い、手指消毒

入り口においてアルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

(6) 対人距離の確保

受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどは、人と人とは接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

(7) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(8) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

人と人とは接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

また、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

(9) 換気

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

(10) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行うよう努めてください。

(11) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(12) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

発声・歌唱等を行う演者と参加者の距離は、一定の距離（最低2メートル）を確保してください。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）

・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じてください。

（対策例：人と人との間隔をできるだけ2m、最低1mあける等）

・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。

(対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど)

イ 吹奏楽器を使用すること(例：管楽器、オカリナの演奏など)

- ・より一層間隔を空け、飛沫防止対策を講じてください。
- ・複数で楽器を演奏する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。

(対策例：できるだけ壁側に向かって演奏する、演奏しない方はマスクを着用するなど)

ウ 運動を伴う活動(例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など)

① 呼気が激しくなるような運動(例：卓球、ダンスなど)

- ・より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようにしてください。

② ①以外の運動(例：ヨガ、踊り、健康体操など)

- ・人と人との間隔を十分に空け、感染防止対策を講じてください。

上記①、②については、対面とならないよう配慮してください。やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じてください。

エ 調理・会食を伴う活動(例：調理実習、講話や調理後に会食するなど)

- ・会食するとき以外は別添資料に基づき適切にマスクを着用してください。
- ・食事中的会話は厳禁です。
- ・大皿は避けて料理を個々に分け、他者と共有することのないようにしてください。
- ・座席の配置は十分に距離をとり、対面とならないようにしてください。
- ・手指の消毒設備の設置、設備・備品等の消毒を行ってください。
- ・換気を徹底してください。
- ・飲酒は認められません。

※なお、社会体育施設については、独自のガイドラインにより判断します。

※「兵庫県新型コロナ追跡システム」は、令和4年3月31日をもってシステムの運用が終了しました。

(13) その他

本ガイドラインに規定がない事項については、国の「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年5月23日変更)に基づいて対応を行ってください。

2 施設管理者において実施する事項

施設管理者は、利用者の利用目的の類型が「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」又は、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」により収容率や人数制限、感染防止対策に留意してください。

(1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示することを徹底

(2) 利用時間の短縮
時短要請は解除となりました。

(3) マスク着用の周知・確認
マスクを持参して来場するよう周知する。
マスクをお持ちでない方がおられた場合は、主催者（代表者）側でマスクを準備し、別添資料に基づいた適切な着用が行われるよう注意喚起を行う。

(4) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置
入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

(5) 来場者の体調の確認
ア 自宅で検温をしていただき、37℃以上の発熱がある場合は入館又は入場をお断りする可能性があることを周知する。
イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃以上の発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては入館又は入場をお断りする。

(6) 対人距離の確保
ア 人と人が接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を空け、互い違いに座るなどの工夫をするよう周知する。
イ 受付等に行列ができる場合には、身体的距離（最低1メートル）の間隔を空けた整列を促す。

(7) 窓口での感染防止策
対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

(8) 換気

屋内施設については、原則30分に1回5分程度、下記のとおり換気することを周知する。なお、換気ができない場合は利用不可とする。

ア 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい。(機械換気でも可)

イ 窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する。

(9) 館内の消毒

1日2回(午前と午後)以上、アルコールで館内の消毒を行う。

(10) トイレの消毒、使用等(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

ア 不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコールで清拭消毒を行う。

イ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。

ウ 混雑するときは、身体的距離(最低1メートル)を確保して整列を促す。

(11) 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

ア 人と人が接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし混雑時には、身体的距離(最低1メートル)を確保するとともに真正面での飲食や会話をしないよう掲示するなどして周知する。

イ 屋内スペースの場合は、常時換気することに努める。

ウ 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的にアルコールで消毒する。

(12) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。

イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。

ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。(ゴミの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託事業者に準備してもらう。)

(13) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化(1(12)参照)が必要であることを周知するとともに、利用定員数の半分以下を上限とした人数での利用になることに留意する。

- ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）
- イ 吹奏楽器を使用すること（例：管楽器、オカリナの演奏など）
- ウ 運動を伴う活動（例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など）
- エ 調理・会食を伴う活動（例：調理実習、講話や調理後に会食するなど）
を行う場合で、かつ飲食店等に係る県の認証基準と同等の対策を講じられない場合

※なお、社会体育施設については、独自のガイドラインにより判断する。

※「兵庫県新型コロナ追跡システム」は、令和4年3月31日をもってシステムの運用が終了しました。

(14) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

- ア 速やかに別室へ移し、隔離する。
- イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
- ウ 発熱等受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）に連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

(15) その他

本ガイドラインに規定がない事項については、国の「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年5月23日変更）に基づいて対応を行うこと。

3 その他

(1) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に感染経路の特定を可能にするための措置として、施設利用者の名簿（氏名・連絡先が分かるもの）を作成する。

貸室の場合は、イベント・会議等の申請者（代表者）に名簿の作成を依頼し、貸室利用後、1か月間は申請者（代表者）に適正に管理するよう求める。また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者（代表者）から芦屋健康福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく。

館内の利用者の場合は、常時不特定多数の人が出入りする施設まで名簿の作成を求めるものではないが、一定時間利用者がとどまる自習室等においては、利用者に名簿への記入を依頼する等名簿の作成に努めることとする。

4 市主催イベント・大会等の開催について

市主催イベント等は感染防止対策を徹底したうえで、実施すること。

- ・イベント等は単発で実施するものをいう。

【開催の目安】

区 分	「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超)	左記以外の催物
人数上限	収容定員まで	5,000人以下 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
収 容 率	100%以内 (大声での歓声・声援等がない ことを前提としうるもの)	100%以内 (大声での歓声・声援等がないこ とを前提としうるもの) 50%以内 (大声での歓声・声援等が想定さ れるもの)

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

〔改定年月日〕

令和2年 7月 1日改定
 令和2年 7月23日改定
 令和2年 8月24日改定
 令和2年 9月19日改定
 令和2年12月 1日改定
 令和3年 1月13日改定
 (1月18日適用)
 令和3年 2月25日改定
 令和3年 3月 4日改定
 (3月 8日適用)
 令和3年 4月 2日改定
 (4月 5日適用)
 令和3年 5月10日改定
 (5月12日適用)
 令和3年 5月31日改定
 (6月 1日適用)

令和3年6月18日改定
 (6月21日適用)
 令和3年7月9日改定
 (7月12日適用)
 令和3年7月30日改定
 (8月2日適用)
 令和3年8月18日改定
 (8月20日適用)
 令和3年9月30日改定
 (10月1日適用)
 令和4年4月 1日改定
 (4月1日適用)
 令和4年6月 1日改定
 (6月1日適用)

マスク着用について

マスクについては、着用をお願いする場合とそうでない場合がありますので、適切な対応をお願いします。特に夏場においては、熱中症予防の観点から、可能な場面では、マスクを外していただいで構いません。

1. マスク着用の基本的な考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋 内(注1)	屋 外	屋 内(注1)	屋 外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)(注2)	着用の必要はない (公園での散歩、ランニング、サイクリング等)	着用を推奨する (休憩室等限定スペースでの会話等)	着用を推奨する (屋外イベントでの近距離の会話等)
会話をほとんど行わない	着用の必要はない (図書館での読書、芸術鑑賞等)	着用の必要はない (同上)	着用を推奨する (通勤電車、人混みの中等)	着用の必要はない (徒歩での通勤など屋外で人とすれ違うような場合)

(注1) 屋内とは、外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

(注2) 換気及び距離が保たれた会議等で発言しない場合は「着用の必要はない」

(注3) 「着用の必要はない」場面のうち、お年寄りと会う時や病院に行く時など**ハイリスク者と接する場合にはマスク着用を推奨**

2. 小学校就学前の児童のマスク着用

- 2歳未満(乳幼児)は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上は、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。ただし、施設内に感染者が生じている場合などは、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスクの着用を求めることが考えられる。

3. 学校等での児童生徒のマスク着用

- 身体的距離が確保できる場合や体育の授業、気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスク着用は奨めない。
- 部活動では、体育の授業における取扱いに準じつつ、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応し、練習場所や更衣室等での会話や食事、集団での移動にあたっては、マスク着用及び換気などの感染対策を徹底する。

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
(令和4年5月23日)(抜粋)

1. イベントの開催制限

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三(5)3)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- ・人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

②それ以外の場合

- ・人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)とする。
- ・なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。

イ. 留意事項

(ア) 感染拡大防止に必要な取組の継続等

- ・収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。

なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

- ・飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外(例:観客席等)においては自粛を求めることとする。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。

都道府県においては、これまでの事務連絡も参照しつつ、別紙2に示すイベント開催等に

必要な感染防止策等を実施するよう、事業者等への周知徹底を引き続き行うこと。

(イ) 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意し、徹底すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

(ウ) 収容率の目安判断に当たっての留意事項等について

収容率の目安判断に当たり、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

- ・ 観客間大声・長時間の会話
- ・ スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

(エ) 問題が確認されたイベント主催者等への対応等について

問題が確認されたイベント主催者等への対応については、これまでも令和3年9月28日事務連絡1.(3)⑥等において周知しているところであるが、各都道府県及び関係府省庁は、引き続き、次の対応を行うこと。

a 都道府県

都道府県は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたイベント主催者等に対して、必要に応じて、法第24条第9項等に基づき、速やかな結果報告資料の提出や、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限100%の適用を行わないこと等を当該イベント主催者等に対して個別に要請を行うこと。

b 関係府省庁

関係府省庁は、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認し、問題発生事例を踏まえ、イベント開催時に必要な感染防止策の見直しや業種別ガイドラインの改訂等の適切なフォローアップを行うこと。

※各都道府県及び関係府省庁は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたと判断したイベント主催者等については、相互に情報共有すること。

※当該イベント主催者等の情報については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室(以下「コロナ室」という。)を通じて定期的に各都道府県及び関係府省庁間で共有する。コロナ室への情報共有に当たっては、当該情報が各都道府県及び関係府省庁にも共有されることに留意し、各都道府県や関係各府省庁はイベント主催者等に対し事前の説明を行うこと。

(オ) 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項等

関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に当たって、イベント開催時に必要な感染防止対策の徹底や開催制限の目安を踏まえた開催規模・時期の検討等に加え、例えば、部活動等における成果を発揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体的に検討する必要がある。各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。

ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、強い行動制限を要請することとする点に留意し、5,000人を超えるイベントのチケット販売については、慎重を期すこと。

(カ) その他留意事項等について

- ・ 上記の人数上限や収容率要件の解釈については、令和3年2月26日事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。
- ・ 「イベント」については、都道府県知事の判断により、特定都道府県や重点措置区域である都道府県全域において、遊園地やテーマパーク等を含めることができること。

2. 施設の使用制限等

ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（法第24条第9項）

- ・ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
- ・ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
- ・ 上記の要請に当たっては、都道府県は、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための見回り・実地の働きかけを進めるものとする。
- ・ 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その5）」（令和4年1月25日事務連絡）等も踏まえて、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。